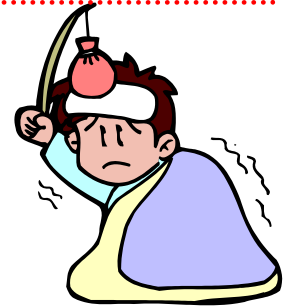


今月の言葉 努力できるということも 実力のうち

総務部

インフルエンザにかからないために・・

- ①インフルエンザワクチン接種…ワクチン接種をした場合、仮にインフルエンザにかかっても重症化しにくいという報告があります。
- ②外出後の手洗い等…手洗いは手に付着したウィルスを除去するために有効な方法であり、インフルエンザに限らず感染予防の基本です。
- ③適度な湿度の保持…空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。乾燥しやすいこれからの季節は加湿器などを使い、湿度50%~60%を保ちましょう。
- ④十分な休養とバランスのとれた栄養摂取…体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を日頃から心がけましょう。
- ⑤人混みや繁華街への外出を控える…インフルエンザが流行してきたら、特に高齢の方、疲労気味・睡眠不足の方は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。やむを得ず外出をして人混みに入る可能性がある場合には、マスクを着用しましょう。ただし、人混みに入る時間はできるだけ短くしましょう。



介護保険制度について

介護保険制度は高齢化にともない、介護の問題が深刻化してきた中で、高齢者が介護を必要とする状態になっても自立した生活を送れるように、高齢者介護を社会的に支えるしくみとして創設されました(平成12年4月から介護保険法が施行)。介護保険の対象者は40歳からです。

被保険者種類	対象年齢	介護保険給付の受給要件	保険料の徴収方法
第1号被保険者	65歳以上	①要介護状態(6ヶ月間にわたり継続して常時介護を要する見込み) ②要支援状態(身体上もしくは精神上の障害のため6ヶ月間継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態)	年金受給している人からは、その年金給付から天引きする形で徴収します(特別徴収)。年金の無い人は、市町村が納入通知をすることによって自分で支払います(普通徴収)。
第2号被保険者	40歳以上 65歳未満	上記①②の状態であり、その原因が「特定疾病」によるものであること。 ※特定疾病は16種類定められている	被保険者が加入する医療保険者が健康保険料に上乘せする形で徴収する。

「要介護状態」と「要支援状態」は市役所で認定を受けなければなりません。認定を受けようとする人は、市役所に申請します。市役所は訪問調査や主治医からの意見聴取をおこない、審査判定します。

在留期間5年の許可について

平成21年の入管法改正に伴い、新たに在留期間5年が追加されました。さて、ではどのようにしたら在留期間5年の許可がおりるのでしょうか。ポイントとしては以下の3点です。

(1)入管法上の義務を果たしていること(14日以内の住居地の届出義務などの各種の義務)

つまり、日頃からビザがらみの義務はちゃんとチェックして期限内に義務を果たす。ビザがらみの義務の小さな違反は、実際には罰せられなくとも、(期限をオーバーしたとか義務を果たしていなかったなど)記録は入管にちゃんと残り、後の申請に当たり不利な事情として考慮されます。

(2)子が義務教育(小中学校教育)を受けていること(親が受けさせていること)

親や子供がちゃんと小中学校教育を受ける(受けさせる)ことも非常に重要なのです。小中学校には通いましょう通わせましょう。(インターナショナルスクールや民族学校でもかまいません)

(3)公的義務を果たしていること(社会保険加入や税金の納入をしていること)

社会保険(厚生年金や国民年金や国民健康保険など)に加入していたり、所得税や住民税や固定資産税などをちゃんと払っていることも重要なのです。社会保険には入りましょう。税金は払いましょう。特に定住者ビザや配偶者ビザなどでは、この点が重視されています。

今3年ビザの方が、将来に5年ビザを取得し、その後永住ビザを取る。そのためには、すでに今の時点から、以上のような3点などを満たすように日常生活を送る必要があります。ただし、上記の3点は、あくまで主な共通の要件を大ざっぱに説明したものに過ぎません。この3つを守れば大丈夫、というわけではありません。